## 平成 29 年度(第 67 回) NHK歳末たすけあい 年末年始支援活動助成要領

| 1 目 的            | 無縁社会、孤立など、社会的弱者に対し、NHK 歳末たすけあいに寄せられた多くの寄付者からの温かい思いやりを届け、新しい年を迎えるための支援とする。  |
|------------------|--|
| 2 募集期間           | 平成29年9月1日(金)から平成29年10月31日(火)まで   |
| 3 助成対象団体         | 静岡県内で福祉に関連するボランティア活動または更生保護事業を行う民間の非営利団体・グループ(県市町地区社会福祉協議会を除く。)及び難病等患者団体(以下「団体」という。)などで、平成29年9月1日現在、1年以上の活動実績を有するもの。   |
| 4 支援対象者·<br>対象事業 | 年末・年始に下記対象者を支援する活動で本会が認めたもの。 ア 支援の対象者 (5 名以上) (ア) 小児病棟など病院で障害または病気により療養を余儀なくされている子ども (イ) 東日本大震災により静岡県内で避難生活をされている方 (ウ) 野宿生活者、不登校、ひきこもり、困窮世帯の子ども等 (エ) 更生保護施設で自立更生を目指されている方 (オ) 難病等患者の方 (カ) 自死遺族の方 イ 対象事業 季節交流行事の費用(例:クリスマス会・新年会・もちつき・炊き出し・相談会等) ※対象外:団体の運営費・人件費、互助経費、営利活動、汎用備品整備(PC,TV等)、金銭の個人給付、建物修繕 |
| 5 事業実施期間         | 平成 29 年 12 月 1 日 (金) ~平成 30 年 1 月 21 日 (日)   |
| 6 助成額            | (総額は平成29年度(第67回)NHK 歳末たすけあいの予算の範囲内とする)<br>原則として1団体につき50,000円を限度額とする。ただし、支援の対象者が50名超の場合は、100,000円を限度額とする。<br>なお事業報告で総事業費が助成額を下回った場合の差額は返金となる。また対象人数が5名を下回った場合は、人数に応じ後日減額通知をもって返金となる。  |
| 7 助成申請           | 平成29年度(第67回)NHK 歳末たすけあい年末年始支援活動助成申請書(様式1)・事業計画書(様式2)に添付書類を添え本会に提出する。<br>なお、提出書類に不足または不備がある場合には対象外となる。<br>また、必要に応じて実地調査を行う場合がある。  |
| 8 助成決定時期         | 12月上旬に決定し、通知する。  |
| 9 公表と明示          | 事業実施に際しては、NHK 歳末たすけあい助成事業であることを公表並びに明示しなければならない。   |
| 11 助成交付と実<br>績報告 | 助成金は、本会から助成決定した団体へ12月末日までに交付する。<br>団体は、本会へ事業報告書(様式3)を平成30年1月末日までに提出し精算する。<br>なお、事業が実施できない場合は速やかに本会に連絡し、辞退もしくは事前の変更承認<br>を受けること。  |

## 社会福祉法人 静岡県共同募金会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階 TEL 054-254-5212 FAX 054-254-6400